

二 牧士の待遇と役割

初期の牧士

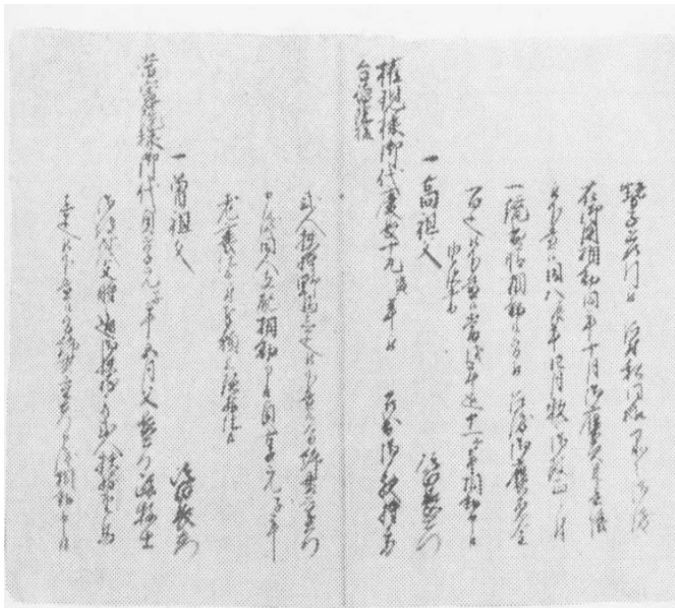
江戸時代初期に任用され、牧士の始祖と伝えられる青柳四郎右衛門、明谷四郎左衛門、宮沢兵部の三名は千葉県胤時代から馬牧に関係した家柄であったが、その後、青柳氏に代わった島田長右衛門、宮沢氏に代わった藤崎大学、明谷氏に代わった綿貫右馬介、佐瀬刑部なども千葉県時代に馬牧に関わりをもっていたものと推察できる。

「佐倉牧場起元書抜」によると、慶長十九年（一六一四）家康の代に任用された牧士は

御扶持方二人扶持	野馬一匹	島田	長右衛門
御扶持方二人扶持		藤崎	大学
御扶持方一人扶持	野馬一匹	佐瀬	刑部
右 同 断		綿貫	右馬介

右四人は譜代のものとしての取り扱いをうけ、幕府から俸禄を与えられていた。

この後、寛永二年（一六二五）には丸弥兵衛、三橋茂兵衛の二人が任用されて六人となり、寛永十二年には、さらに並木五郎右衛門、四宮小右衛門、渡利次右衛門、藤崎惣十郎の四人が任用されて一〇人となったことは前記したが、丸・三橋・並木三家の由緒書によると、三家の初代は皆、慶長十九年に召し出されたことになっており、大きな違いがある。



5-42図 牧士由緒書内容の一部（島田竜夫家蔵）

三家とも同時に任用されたとしたら、どうしても丸家だけが一人扶持、給馬一疋で、三橋、並木二家は給馬二疋となつてゐるのだろうか、ここにも疑問は残る。

「野馬方日記」によると、牧士は家康の代に正式に苗字帯刀を許されていた。

牧士刀御免之事

佐倉牧馬まふり候もの、かたな、わきさしの義ささせ可被成候、為其一筆遺候 巳上

後三月九日

鵜殿 藤 八殿

佐野 五右衛門殿

右本書ハ酒々井嶋田長右衛門方ニ有之候

一 大十兵と御座候ハ大久保十兵衛様之事

一 長七左と御座候ハ長谷川七左衛門様之事

一 彦小形と御座候ハ彦坂小形部様之事

一 鵜殿藤八殿、佐野五右衛門殿右御兩人様佐倉辺御支配御代官ニ御座候

千葉之助後

権現公様江 被御 召出只今相勤申候

一 後三月九日斗リ御座候ハ慶長十九寅年閏三月九日御座候（注松戸市史には慶長四年説となつてゐる）

（町史料集（四）七六一①）

右の文書は大久保十兵衛外から代官の鵜殿、佐野宛に通達され、馬守（牧士）の帯刀が認められたものである。

大久保十兵衛は石見守長安を名乗り、佐渡金山奉行なども勤めた人物であるが、天正十九年、徳川家康の関東入国

大	十	衛	〇	黒印
長	七	左	□	〃
彦	小	形	□	〃

の際には家康に従って入国し、酒々井町の創建に重要な役割をもっていたようである。このことについては「佐倉御城御代々之覚」通称「天和の書上げ」と云われる古文書写しが、酒々井町の青柳、石渡、勘家などに伝わっているが、その中にも、

一天正十九辛卯年、酒々井町建御入国初テ御取立之町ニ候故、末栄候様ニ可仕旨従 両御所様大久保十兵衛殿江被仰付、酒々井町篠田大隈其外年寄共江被下候御証文状有之、然間先ニ千葉之介殿御代、本佐倉ニ被立置候市日、八月十二日祭礼之馭馬町駄賃場事ニ付ズ酒々井町ニ被仰付、先方ハ浜宿ニ港候処、新堀ニモ舟戸御取立被下是等ハ皆酒々井町繁昌之為思召如斯成候事

(青柳幸男家文書)

とあり、両御所様(家康・秀忠)の命により、酒々井町の創建に当時深いかかわりをもっていたようである。

中期の牧士 さて佐倉牧の当初は牧士四人であったが、牧の整備拡張などにより、享保七年(一七二二)、管理が三牧・四牧に分割された当時の牧士は一〇人であった。その時四牧方となった牧士は次の六人であった。

二人扶持 金三両 島田長右衛門(酒々井町)

二人扶持 藤崎半右衛門(久能村)

一人扶持 金三両 佐瀬長左衛門(新橋村)

一人扶持 金三両 丸 弥兵衛(大袋村)

金五両 今井清兵衛(滝沢村)

金五両 鈴木源五左衛門(岩富村)

三牧方は

金五両 四宮甚五兵衛(新橋村)

金五両 三橋茂兵衛(日吉倉村)

金五両 並木五郎右衛門（布田村）

金五両 京増喜右衛門（尾上村）

扶持を与えられたのは島田、藤崎、佐瀬、丸の四家であり、その外は給馬であったが、この年の改正により給馬一匹は金三両に、二匹は金五両になった。四牧付牧士は、この後の元文五年（一七四〇）根本玄蕃が新規任用されて金五両を与えられた。これによって四牧方の本役牧士は七人となり、寛政の改革までこの定員が守られていた。

寛政五年（一七九三）一月、御小納戸頭取、岩本石見守が小金・佐倉牧の総取締りに任じられると、牧場改革に意欲をもち、六月には佐倉牧の見分を行い、続いて、十一月には牧士一同から血判起請文を取り、牧士達の行状に対して誠めるとともに野馬の増産を図った。寛政五年の四牧付牧士、見習は次の一三人であった。

牧士組頭	島田長右衛門	牧士	藤崎半右衛門	同	佐瀬長左衛門	同	丸	弥兵衛
牧士	鈴木源右衛門	同	今井清左衛門	同	根本玄蕃	見習	島田幸右衛門	
見習	藤崎文五郎	同	佐瀬勝五郎	同	丸清五郎	同	鈴木忠助	
見習	今井喜惣七							

二年後の寛政七年八月には次の五家を野先見習として新規任用している。

大谷勇蔵 藤崎勝三郎 丸恵七 篠原権之丞 檜垣十右衛門

牧士家は世襲制であり、普通野先見習は本役牧士の世襲者である忝や養子などが、成年になると願い出て野先見習（無給）となり、次いで牧士見習となって、親の病氣・死亡などによって家督を継ぐのであるが、今回は牧場改革によって、牧士の縁者から新規任用したのであった。

大谷勇蔵は島田長右衛門の甥、藤崎勝三郎は藤崎半右衛門の甥、丸恵七は丸弥兵衛の甥、篠原権之丞は佐瀬長左衛門の縁者、檜垣重右衛門は鈴木源右衛門の従弟（町史料集二二―47）の関係で推せんされたものであった。野先見習は無給であったが、出役日当は与えられていた。この五家は享和元年（一八〇一）には牧士見習となり、金一両二

5—51表 佐倉四牧方牧士（享和2年）

役名	氏名	年齢	住居	初代	給金	
					初代	享和2年
牧士組頭	島田長右衛門	62	酒々井町	慶長19年 長右衛門	2人扶持 給馬1匹	2人扶持 3両
牧士	藤崎半右衛門	47	久能村	” 主 水	2人扶持	2人扶持
”	佐瀬長左衛門	39	新橋村	” 刑 部	1人扶持 給馬1匹	1人扶持 3両
”	丸 弥兵衛	49	大袋村	” 主 計	”	”
”	今井清兵衛	28	滝沢村	延宝6年 清兵衛	給馬2匹	5両
”	鈴木源右衛門	27	岩富村	享保6年 源五左衛門	”	”
”	根本玄蕃	50	本矢作村	元文5年 玄 蕃	5両	”
馬医牧士	三橋次三郎	37	日吉倉村	宝暦5年 源 六	1両2分	3両
牧士見習	大谷勇右衛門	39	酒々井町	寛政7年 本 人	”	1両2分
”	檜垣十右衛門	44	岩富村	” ”	”	”
”	篠原権之丞	25	小菅村	” ”	”	”
”	藤崎勝三郎	30	久能村	” ”	”	”
”	丸 恵七	32	大袋村	” ”	”	”

町史料集(84)より作成

5—52表 佐倉三牧方牧士

寛政7年(1795)		天保4年(1833)	
三橋茂太夫	日吉倉村	三橋茂太夫	日吉倉村
並木五郎右衛門	布田村	並木五郎右衛門	布田村
四宮甚五兵衛	新橋村	四宮甚五兵衛	新橋村
京増喜右衛門	尾上村	京増健右衛門	尾上村
藤崎半左衛門	久能村	藤崎半弥	久能村
京増喜六	尾上村	京増喜左衛門	尾上村
三橋喜十郎	日吉倉村	藤崎健之丞	久能村
		(並)三橋源蔵	日吉倉村
		(並)三橋与兵衛	”
		(並)三橋与左衛門	”
		(並)中村甚兵衛	神門村
		(並)京増喜兵衛	尾上村

「富里村史」より

分の給金を与えられ、文化十四年（一八一七）には牧士並に昇格して四両が給されている。

三牧方牧士については史料が少なく、不明の点が多い。5—52表は『富里村史』による牧士名へ居住地を付加したものである。これによると現富里町の古村である日吉倉、久能、新橋の居住者は、天保四年の一二人中七人と最も多く、酒々井町の尾上三人がこれに続

いている。柳沢牧に近接し、内野牧に隣接していた当町の尾上に京増健右衛門（本家）、京増喜左衛門（分家）、京増喜兵衛（分家）の三家があったことが注目される。

後期の牧士

幕末になると政情の不安とともに野馬の必要度が高くなり、牧場の整備が要求されて牧士の増員・昇格・役職の交代が盛んに行われるようになった。

四牧方では、寛政七年に無給の野先見習となった大谷、檜垣、篠原、藤崎、丸の五名は文化十四年に牧士並となったことは前記したが、牧士並に昇格するには形式的な身元調査と推挙者の受け合い（保証）がなされている。この受け合いは牧士組頭の島田長右衛門から綿貫夏右衛門宛に提出されたものであるが、これによると五名とも地方の豪農であった。

一持高式拾石余 大谷勇右衛門（勇蔵）

右之者平常躰成者二御座候間、私ハ（長右衛門）受合奉申上候、猶亦臨時御用向之儀者会所居懸リニ付格別ニ相勤候

一持高三拾石余 藤崎勝右衛門（勝三郎）

右之者平常共実躰成者二付、半右衛門受合申候間此段奉申上候

一持高三拾五石余 丸 清兵衛（恵七）

同文 受合、清蔵（丸）

一持高三拾石余 檜垣重右衛門

同文 受合、源右衛門（鈴木）

一持高拾九石余 篠原権之丞

同文 受合、長左衛門（佐瀬）

当時一般農家の持高は一〇石いかが大分であったから、この五名の新牧士は地方の有力者であったことがわかる。

5—53表 佐倉四牧方牧士一覽(明治元・2・4年)

	明治元年(1868)					明治2年(1869)		明治4年(1871)	
	氏名	年齢	住居	役名	給金	役名	給金	氏名	役名
1	藤崎勝左衛門	72	久能村	牧士組頭	5兩	牧士組頭	5兩	勝左衛門	牧士組頭
2	島田幸右衛門	56	酒々井町	同介	2人扶持 3兩	〃	〃	幸右衛門	〃
3	根本鉄之助	50	本矢作村	〃	5兩	〃	〃	鉄平	〃
4	鈴木源右衛門	68	岩富村	牧士	〃	〃	〃	源右衛門	牧士
5	今井清左衛門	49	滝沢村	〃	〃	牧士	〃	清左衛門	〃
6	藤崎半右衛門	44	久能村	〃	2人扶持	〃	〃	半右衛門	〃
7	丸清右衛門	44	大袋村	〃	5兩	〃	〃	清兵衛	〃
8	藤崎半之丞	38	久能村	〃	1人扶持 3兩	〃	〃	茂三郎	〃
9	檜垣重右衛門	47	岩富村	〃	5兩	〃	〃	重右衛門	牧士組頭
10	佐瀬為吉	35	新橋村	〃	1人扶持 3兩	〃	〃	長左衛門	牧士
11	篠原権之丞	42	小菅村	牧士並	4兩	〃	〃	権平	〃
12	大谷勇右衛門	38	酒々井町	〃	〃	牧士並	4兩	勇右衛門	〃
13	三橋源六	34	日吉倉村	〃	〃	〃	〃	源六	〃
14	藤崎勝右衛門	60	久能村	牧士見習	1兩2分	牧士見習	1兩2分	勝右衛門	組頭介
15	島田謙助	37	酒々井町	〃	〃	〃	〃	謙五郎	牧士見習
16	鈴木卯吉	44	岩富村	〃	〃	〃	〃	—	—
17	今井清助	27	滝沢村	〃	〃	〃	〃	清五郎	牧士見習
18	根本源吾	22	本矢作村	〃	〃	〃	〃	源吾	〃
19	丸清記	26	大袋村	〃	〃	〃	〃	—	—
20	藤崎鉄太郎	20	久能村	〃	〃	〃	〃	—	—
21	藤崎源之助	37	〃	野先見習	—	—	—	源三郎	牧士見習
22	鈴木秀太郎	25	岩富村	〃	—	—	—	秀太郎	牧士見習
23	檜垣重之進	〃	〃	〃	—	牧士見習	1兩2分	重三郎	〃
24	篠原善四郎	23	小菅村	〃	—	〃	〃	善四郎	〃
25	大谷豊次郎	17	酒々井町	〃	—	〃	〃	豊次	〃
	並木五郎右衛門		布田村	—	—	—	—	五郎右衛門	牧士組頭
	並木文四郎		〃	—	—	—	—	文四郎	牧士見習
	吉野東齊		酒々井町	—	—	—	—	東齊	医師
出典	町史料集(四)68—④					町史料集(四)69—③		町史料集(四)71—③	

第八節 野馬牧場と牧士

5-54表 佐倉三牧方牧士一覧(明治元・2年)

	明治元年(1868)			明治2年(1869)	
	氏名	住居	役名	役名	給金
1	藤崎源之丞	久能村	牧士頭取	牧士頭取	5兩
2	京増健右衛門	尾上村	〃	〃	〃
3	並木五郎右衛門	布田村	〃	〃	〃
4	三橋仙右衛門	日吉倉村	牧士	牧士	〃
5	四宮甚五兵衛	新橋村	〃	〃	〃
6	京増安次郎	尾上村	〃	〃	〃
7	藤崎啓次郎	久能村	〃	〃	〃
8	三橋源蔵	日吉倉村	〃	〃	〃
9	京増喜兵衛	尾上村	〃	一	一
10	中村権兵衛	神門村	〃	一	一
11	三橋健之丞	日吉倉村	牧士並	牧士	5兩
12	三橋雄次	高野村	〃	牧士並	4兩
13	藤崎林之助	久能村	牧士見習	牧士見習	1兩2分
14	京増健十郎	尾上村	〃	〃	〃
15	京増村次	〃	〃	牧士	〃
16	中村鉄之助	神門村	〃	〃	〃
17	藤崎友之助	久能村	野先見習	一	一
18	並木文四郎	布田村	〃	牧士見習	1兩2分
19	京増一朔	尾上村	〃	〃	〃

並木正男家文書・町史料集(四)より作成

翌文化十五年になると早速、大谷、丸篠原の忤である大谷忠司(三五歳)、丸善蔵(一七歳)、篠原善四郎(一七歳)の三名が野先見習願いを出して任用されている。以後、約五〇年間は昇格、任用などが多く行われて、明治元年になると5-53表のように、牧士組頭、同介、牧士並、見習など二五名に膨張しているが、これは元治二年(二八六五)丸弥兵衛が病気を理由に退役、藤崎半之丞がこれに代わって一人扶持、金三両給されているが、これは元治二年(二八六五)丸弥兵衛が病気を理由に退役、藤崎半之丞に牧士株を譲渡したことによるものである。これによって大袋村の牧士は丸清兵衛(清

右衛門)一家となり、久能村は四牧方の藤崎勝左衛門・同半右衛門・同半之丞の三家に加えて、三牧方の藤崎源之丞、同啓次郎と藤崎一門の本役牧士は五家となった。また宝暦五年(一七五五)以来、馬医牧士となっていた日吉倉村の三橋源六家は文久元年(一八六一)に牧士並に昇格、馬医牧士がいなくなっている。三牧方牧士の動向については、例によって史料不足のため知ることは出来ないが、5-54表の明治元年の人数は一九名であった。しかし翌二年には一六名に減少し、明治三年十一月には並木五郎右衛門・文四郎父子が、三牧から四牧に転ん

じている。これは担当であった柳沢牧の開墾が進んできたためであろう。

佐倉牧が、幕府から明治新政府に移管されたのは明治元年十一月で、牧士以下勢子廻、捕手などが正式に任命されたのは明治二年正月であった。5—53表・5—54表の明治二年の牧士名、役名、給金はその辞令によって作った。

5—43 四牧方牧士略系譜

町史料集(一)・(二)・(四)により総合的に勘案作成する
註 氏名の左の年号は、初代は任用された年、二代以下は本役となった年号
氏名下の数字は明治元年の年輪

青柳四郎右衛門跡役

①島田長右衛門——②長右衛門——③長右衛門——④長右衛門——⑤長右衛門——⑥長右衛門——⑦幸右衛門——
慶長十九年 貞享元年 宝曆三年 寛政四年 文政三年 天保十三年
二人扶持、給馬一疋

(野) 宮沢兵部跡役、藤崎大学弟

①藤崎主水——②主水——③半右衛門——④半右衛門——⑤半右衛門——⑥半右衛門——⑦半右衛門——⑧半右衛門——
慶長十九年 元和六年 正保四年 延宝六年 享保九年 寛政八年
二人扶持

明谷四郎左衛門跡役

①佐瀬刑郎——②長左衛門——③長左衛門——④長左衛門——⑤長左衛門——⑥長左衛門——
慶長十九年 延宝五年 元禄三年 延享四年 寛政十年
一人扶持給馬一疋

①丸主計——②弥兵衛——③弥兵衛——④弥兵衛——⑤弥兵衛——⑥弥兵衛——⑦弥兵衛——⑧弥兵衛——
慶長十九年 寛永十二年 寛文七年 延宝四年 享保十三年 明和七年 寛政八年 文化七年
一人扶持給馬一疋

⑨弥兵衛 元治二年牧士殊を藤崎半之丞に譲る
天保十年

藤崎大学跡役

①今井清兵衛——②清兵衛——③清左衛門——④清兵衛——⑤清左衛門——⑥清左衛門——⑦清左衛門——
延宝六年 正徳五年 宝曆四年 寛政十年 文化二年 安政二年
給馬二疋 勇吉 安次郎 見習 清助 27

第八節 野馬牧場と牧士

綿貫右馬介―市左衛門欠所跡役

①鈴木源五左衛門―②源右衛門―③源右衛門―④源右衛門68―見習吉44
享保六年 給馬二疋 寛延四年 弘化四年

①根本玄蕃―②玄蕃―③玄蕃―④玄蕃―⑤鉄之助50―見習吾22
元文四年 金五兩 寛政四年 天明六年 天保三年 天保十二年

①三橋源六―②次三郎―③次三郎―④源六34
馬医 宝曆五年 天明八年 与兵衛 牧士並

島田長右衛門智

①大谷勇右衛門―②勇右衛門―③源左衛門―④勇右衛門38―見習豊次郎17
勇吉 寛政七年 文政十二年 弘化四年 万延元年 牧士並 忠司 円司 松次

佐瀬長左衛門親類

①篠原権之丞―②権之丞―③権之丞42―見習善四郎23
寛政七年 文政三年 安政三年 善四郎 見習

藤崎半右衛門甥

①藤崎勝右衛門―②勝左衛門72―③勝右衛門60―見習源三郎37
寛政七年 京増喜右衛門 二男 三家源之丞 三男 組頭 団次 伴次

丸 弥兵衛甥

①丸清兵衛―②清右衛門―③清右衛門44―見習記26
恵七 寛政七年 天保十四年 喜蔵 勝次 元治元年

鈴木源右衛門従弟

①檜垣十右衛門―②重右衛門―③重右衛門47―見習重之進
寛政七年 久米五郎 慶蔵 文政十年 慶応二年

5-44 三牧方牧士略系譜

①三橋茂兵衛—②茂兵衛—③茂兵衛—④茂太夫—⑤千藏—⑥仙左衛門—⑦茂太夫—⑧源八—⑨仙左衛門
慶長十九年 給馬二疋 寛文四年 元禄七年 寛保元年 明和二年 明和八年 寛政二年牧士頭取 文政六年 天保十年 嘉永四年

①並木五郎右衛門—②五郎右衛門—③五郎右衛門—④五郎右衛門—⑤五郎右衛門—⑥五郎右衛門—⑦又兵衛—⑧五郎右衛門—
慶長十九年 給馬二疋 宝永七年 正保三年 寛文十一年 元禄八年 正徳元年 宝曆五年 宝曆十三年

(三橋俊雄家由緒書)

(並木正男家由緒書)

①三橋与兵衛—②喜伝次—③喜一郎—④与兵治—⑤雄次
寛政七年 文化四年 天保四年 安政二年 文久二年 慶応元年

5-45 京増喜右衛門家 略系譜

渡利次右衛門跡役、三山又八郎同跡役京増喜右衛門

本家
 牧士 雄次・嘉猷 喜明
 喜右衛門—喜右衛門—喜右衛門—健右衛門—健右衛門—嘉楽—親房 (熱海市)

分家

牧士 真武 喜膳・武條
 喜六—喜左衛門—喜左衛門
 物井 櫻井氏 櫻井氏ヨリ 保(安)次郎 喜左衛門
 喜左衛門—喜左衛門—則平—雄次 (本家養子)
 雄次 (本家養子) 長男 雄次 (本家養子)

註 旧戸籍・墓石等を参考として作成したが疑問点もある。

(『富里村史』近世編史料集Ⅱ)



牧士の役割

広い牧場管理の直接の管理者は牧士であった。牧士はそれぞれ受け持ち区域が決まっており、その受持ち区域について、責任を持たされていた。牧士は常勤ではなく、担当区域を月数回見廻りすることを義務づけられていた。

寛政五年（一七九三）の四牧方の受け持ち区域は

小間子牧

鈴木 源右衛門 今井 清左衛門 鈴木 忠助 今井 喜惣治

取香牧

島田 長右衛門 佐瀬 長左衛門 島田 幸右衛門 佐瀬 勝五郎

矢作牧

藤崎 半右衛門 丸 弥兵衛 藤崎 文五郎 丸 清五郎

油田牧

根本 玄蕃

右のように牧士の居住地に近い牧が受け持ち区域となっていた。このように責任区域を決めて、野付村々と連絡をとりつつ牧場管理にあたっていたのであった。各牧の共通事項や変事などがあつたときは、牧士全員協議して組頭である島田長右衛門を通じて、小金役所の綿貫夏右衛門、江戸野馬役所の指示をうけている。

三牧方も当然牧の分担があり、牧士の上に野馬奉行があり、さらに江戸野馬役所の指示をうけていたと察せられる

5—55表 佐倉四牧 勢子廻・綱掛・捕手一覧（寛政7年・享和2年）

寛政7年(1795)				享和2年(1802)			
	氏名	住居	役名	氏名	年齢	住居	役名
1	紋左衛門	酒々井町	勢子廻	紋左衛門	53	酒々井町	勢子廻
2	権兵衛	久能村	〃	権兵衛	38	久能村	〃
3	源八	上岩橋村	〃	源八	50	上岩橋村	〃
4	伝蔵	酒々井町	綱掛	伝蔵	54	酒々井町	綱掛
5	佐五右衛門	飯積村	〃	五平次	29	飯積村	勢子廻
6	十助	酒々井町	〃	金蔵	37	酒々井町	捕手
7	新助	〃	捕手	新助	51	〃	綱掛
8	安右衛門	伊篠村	〃	安右衛門	55	伊篠村	〃
9	与三郎	飯塚村	〃	与三郎	50	飯塚村	〃
10	与喜八	〃	〃	与喜八	42	〃	〃
11	勘助	酒々井町	〃	勘助	42	酒々井町	〃
12	伝蔵	滝沢村	〃	久七	41	油井村	〃
13	忠蔵	酒々井町	〃	忠蔵	50	酒々井町	〃
14	忠内	〃	〃	忠内	45	〃	〃
15	清蔵	大谷流村	〃	清蔵	40	大谷流村	〃
16	仁兵衛	西吉倉村	〃	仁兵衛	58	西吉倉村	〃
17	伝蔵	久能村	〃	兵蔵	45	久能村	〃
18	善蔵	立沢村	〃	金四郎	45	中沢村	〃
19	多七	観音村	〃	清三郎	33	大根村	〃
給金全員1両2分				給金全員1両2分			
町史料集(二)4—⑤より作成				町史料集(四)84より作成			

馬の花形であった。捕馬のない平常も牧士の指図によって連絡をしたり、野馬の牧替えには牽役を務め、土手普請には助手を務めたりしていた。したがって住居が牧士の居住地に近い者、牧場管理に便利な地の者から選ばれていた。牧士家のように世襲制ではなかったが、これに準じて子、親類などから牧士の推せんによって選ばれていた。

が史料が少なく詳細はわからない。
勢子廻・綱掛・捕手 牧場経営に際し
 て、重要な役割を果たしたのは勢子廻・綱掛、捕手たちであった。勢子廻（列卒廻）は年一回の捕馬のときに、野付村々より集められた多数の追勢子人足を指揮して、広い牧場に散らばっている野馬を捕込場に追い込む役である。勢子人足は長い竹竿を持って、勢子廻の指揮によって鬨の声をあげて野馬を追い込むのであった。捕手は追い込んだ馬の中から払い下げする馬を捕える役。綱掛は文字通り、捕えた馬に綱をかけて牽けるようにする役で、この三役は捕

第八節 野馬牧場と牧士

5—56表 列卒廻・綱掛・捕手一覧（明治元年）

佐倉三牧方				佐倉四牧方					給 金	
	氏 名	住 居	役 名	氏 名	年 齡	住 居	役 名	給	金	
1	重 兵 衛	中 沢 村	列卒廻	平 吉	54	酒々井町	列卒廻	給金	1両2分	
2	種 藏	墨 村	”	惣左衛門	49	北羽鳥村	”	野服料	1両1分	
3	庄 作	武勝村	”	嘉 助	31	久能村	”	”	”	
4	勘左衛門	埴谷村	”	七右衛門	46	”	”	”	”	
5	小 一 郎	尾上村	捕 手	武 助	68	”	綱 掛	”	”	
6	林 藏	日吉倉村	”	金 兵 衛	68	岩富村	”	”	”	
7	兼 松	岩富村	”	久 藏	55	久能村	捕 手	”	”	
8	熊 次 郎	立沢村	”	万 藏	44	酒々井町	”	”	”	
9	斧 藏	尾上村	”	清 藏	45	大谷流村	”	”	”	
10	善 次	大木村	”	忠 次	47	飯塚村	”	”	”	
11	三郎兵衛	墨 村	”	与 兵 衛	44	江弁須村	”	”	”	
12	辰五郎	布田村	”	幾 七	44	下台村	”	”	”	
13	浅 次	久能村	”	治 兵 衛	53	中沢村	”	”	”	
14	又 兵 衛	墨 村	”	忠右衛門	50	久能村	”	”	”	
15	茂 助	文違村	”	峯 藏	28	滝沢村	”	”	”	
16	常 藏	日吉倉村	”	嘉 兵 衛	23	酒々井町	”	”	”	
17	彦 七	大和村	”	金 藏	21	”	”	”	”	
18	周 七	上勝田村	”	吉 藏	38	岩富村	”	”	”	
19	次郎吉	中沢村	”	茂 兵 衛	42	本矢作村	”	”	”	
20	惣 兵 衛	久能村	”							
21	仙 藏	根木名村	”							
22	勇 助	尾上村	”							
23	政 次	飯田新田	”							
24	彦 藏	西吉倉村	”							

並木正男家文書・町史料集(四)④107・68

給 金 給金は年齢

や経験には

関係なく一律に年給一兩二分であった。但し捕馬・土手普請・牽馬などで出役した場合には牧士と同額の日当が与えられた。寛政六年（一七九四）の記録によると

覚

一米七石八斗五升二合五
タ

右者去丑ノ佐倉野馬捕二
付、牧士組頭老人、牧士六
人、綱掛二人、馬医一人、
勢子廻四人、捕手十三人、
都合三十二人、右御用中野
扶持方老人扶持、五割増積
を以御渡被成下慥ニ奉請取
候為後日仍如件

寛政六寅年三月

浅岡彦四郎様御役所

下総牧士

嶋田長右衛門

(町資料集(二) 五―⑩)

一人扶持は玄米五合であるから、その五割増の七合五夕が一日の日当であった。低成長の江戸時代は牧士の給金の増額はされなかった。彼等はその地方の豪農であり、月数回のノ苦情見廻りを義務付けられた以外は家事にも付けたので、生活は比較的に楽であったが、勢子廻、網掛、捕手などは幕末の物価騰貴には困窮を訴えるようになり、慶応二年(一八六六)四月、小金・佐倉両牧の代表者数人の名で値上げの願いをだして、右のように野服料として五百足ずつ支給されるようになった。

勢子廻 四人

網掛 二人

捕手 拾三人

右之者共儀、常々出精相勤候二付、向後為野服料として一ケ年五百足宛被下候二付、別紙相達候間、其段申渡猶出精相勤候様可被申渡候

寅五月

藤崎勝左衛門江

(町史料集(四) 六六―⑳)

明治元年には野服料一両一分となり、給金と合わせて二両三分となっている。